

高契・公告第1号

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和5年1月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和5年1月1日

高松市長 大西 秀人

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>高契・公告第1号</p> <p>公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基</p>	<p>高契・公告第1号</p> <p>公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基</p>

本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。

平成22年4月12日

本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。

平成22年4月12日

改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用）

改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕（同年8月1日以降公表分について適用）

改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕（同年6月1日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）

改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕（同年6月1日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕（同年4月

1日以降公表分について適用)

改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成28年6月3日〔高契・公告第35号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成29年4月1日〔高契・公告第31号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成30年4月1日〔高契・公告第24号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成31年4月1日〔高契・公告第27号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年4月1日〔高契・公告第28号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年5月1日〔高契・公告第45号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年10月1日〔高契・公告第162号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和3年6月1日〔高契・公告第74号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和4年4月1日〔高契・公告第22号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和5年1月1日〔高契・公告第1号〕(同日以降公表

分について適用)

高松市長 大 西 秀 人

1 4 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出
に関しては、次に定めるところによる。

(1) 入札書等の提出の項目及びこの 1 4 における用語の意義
は、次のとおりとする。

ア～エ 略

オ 「追加資料」とは、エ(ア)に掲げる確認資料に係るものに
あつては、入札に参加することができる者の区分に応じ次の
とおりとする。

(ア) 単体企業 エ(ア)に掲げる確認資料に記載した内容(営
業所(建設業法第3条第1項の営業所をいう。))につき高松
市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第4項
第1号又は第2号に規定する申告がなされていること、入
札、契約の締結等の権限の委任等を含む。(イ)及び(ウ)にお
いて同じ。)を確認することができる書類であつて、当該建
設工事公告において、次の区分により表示するものをいう。

a 略

b 配置予定技術者審査用書類(資格関係)(監理技術者に
ついては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、
監理技術者補佐については監理技術者補佐資格を有するこ
とを証する書面、主任技術者については法令による免許を
証する書類(合格証等(建設業法第27条第1項に規定す

高松市長 大 西 秀 人

1 4 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出
に関しては、次に定めるところによる。

(1) 入札書等の提出の項目及びこの 1 4 における用語の意義
は、次のとおりとする。

ア～エ 略

オ 「追加資料」とは、エ(ア)に掲げる確認資料に係るものに
あつては、入札に参加することができる者の区分に応じ次の
とおりとする。

(ア) 単体企業 エ(ア)に掲げる確認資料に記載した内容(営
業所(建設業法第3条第1項の営業所をいう。))につき高松
市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第4項
第1号又は第2号に規定する申告がなされていること、入
札、契約の締結等の権限の委任等を含む。(イ)及び(ウ)にお
いて同じ。)を確認することができる書類であつて、当該建
設工事公告において、次の区分により表示するものをいう。

a 略

b 配置予定技術者審査用書類(資格関係)(監理技術者に
ついては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、
監理技術者補佐については監理技術者補佐資格を有するこ
とを証する書面、主任技術者については法令による免許を
証する書類(合格証等(建設業法第27条第1項に規定す

る技術検定に係るものにあつては、当該技術検定の合格後6月を経過するまでの間は、当該合格通知書を含む。))又は実務経験証明書をいい、当該配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と重複する場合に、請負代金額が4,000万円(建築一式工事にあつては、8,000万円)以上となるときは、契約締結日までに当該工事に当該配置予定技術者を専任配置することができる旨を誓約する書面の添付を要する。)

c～e 略

f 主任技術者兼務届(請負代金額が4,000万円(建築一式工事にあつては、8,000万円)以上となる場合(監理技術者の配置を要する場合を除く。))において、配置予定技術者が携わっている工事の工期と、当該建設工事公告に係る工事の工期とに重複する期間があるときに、提出を求める主任技術者兼務届をいう。(イ)fにおいて同じ。)

g 略

(イ)・(ウ) 略

カ 略

(2)～(13) 略

る技術検定に係るものにあつては、当該技術検定の合格後6月を経過するまでの間は、当該合格通知書を含む。))又は実務経験証明書をいい、当該配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と重複する場合に、請負代金額が3,500万円(建築一式工事にあつては、7,000万円)以上となるときは、契約締結日までに当該工事に当該配置予定技術者を専任配置することができる旨を誓約する書面の添付を要する。)

c～e 略

f 主任技術者兼務届(請負代金額が3,500万円(建築一式工事にあつては、7,000万円)以上となる場合(監理技術者の配置を要する場合を除く。))において、配置予定技術者が携わっている工事の工期と、当該建設工事公告に係る工事の工期とに重複する期間があるときに、「高松市発注の建設工事の主任技術者の兼務に係る取扱いについて」(平成26年4月1日適用)により、提出を求める主任技術者兼務届をいう。(イ)fにおいて同じ。)

g 略

(イ)・(ウ) 略

カ 略

(2)～(13) 略

